



税務情報

国税庁 ー 申告所得税等の申告・納付期限等の延長に係る告示

2月3日に発行した e-Tax News No.217「[国税庁 - 申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限等を延長](#)」では、国税庁が2月2日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が2020年分所得税の確定申告期間(2021年2月16日～3月15日)と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税等の申告期限及び納付期限について、全国一律で2021年4月15日(木)まで延長すること等を公表した旨をお知らせしました。

国税庁は2月15日、これに関連し、官報第432号において以下の国税庁告示第3号を告示しました。

■ [国税通則法施行令第3条第2項の規定に基づき国税庁長官が同項に規定する対象者の範囲及び期日を定める件 国税庁告示第3号](#) (PDF 105.0KB)

この告示は国税通則法施行令第3条第2項(災害等による期限の延長)の規定に基づくもので、以下に掲げる法令の規定^(*)に基づき税務署長に対して申告、申請、請求、届出その他書類の提出又は納付(その期限が2021年2月2日から2021年4月14日までの間に到来するものに限る。)をすべき個人が行うこれらの行為については、その期限を2021年4月15日まで延長することを定めるものです。

- 所得税法その他の所得税(復興特別所得税を含むものとし、源泉徴収による所得税及び復興特別所得税を除く。)に関する法令の規定(調書の提出に関する規定を除く。)
- 相続税法その他の贈与税に関する法令の規定のうち贈与税に係る部分(調書の提出に関する規定を除く。)
- 消費税法その他の消費税に関する法令の規定
- 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第5条第1項^(**)及び第6条の2第1項^(***)の規定

^(*) 国税通則法第38条(繰上請求)、第4章(納税の猶予及び担保)及び第8章(不服審査及び訴訟)並びに国税徴収法の規定を除く。

^(**) 国外財産調書の提出に関する規定

(*3) 財産債務調書の提出に関する規定

<参考情報>

総務省は2月15日、「[新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からの申告期限等の延長について](#)」(PDF 188.9KB)というお知らせを各都道府県知事宛てに送達し、国税における申告・納付期限の延長等の告示について周知するとともに、地方税に係る申告・納付期限等の適切な運営を求めています。

KPMG 税理士法人
info-tax@jp.kpmg.com
home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.